

日本体操学会オンラインジャーナル「体操研究」投稿原稿の審査に関する申合せ事項

オンラインジャーナル投稿の案内（令和3年3月31日改定。以下「投稿案内」という。）の5（投稿原稿の採否）に係る審査については、次により取り扱うものとする。

I 総説、原著論文、研究資料、実践報告、短報、評論の原稿審査について

1. 研究委員会は、投稿原稿の内容が「体操研究」掲載にふさわしく、体裁が「投稿案内」にしたがっているか確認した後、投稿を受付ける。
2. 研究委員会は投稿原稿の内容に鑑みて審査員2名を委嘱する。審査員は日本体操学会の会員であることを問わない。
3. 掲載の適否に関する評定はA（このまま掲載可）、B（条件付き掲載可）、C（掲載不可）の3段階とする。
4. AまたはCと評定した審査員の審査は終了とする。
5. 原稿の採択には2名の審査員にAと評定されることを要する。
6. 研究委員会は2名の審査員がCと評定した原稿を不採択とすることができる。
7. 研究委員会は1名の審査員がCと評定した場合、1名の審査員を追加委嘱し、原稿の審査を継続することができる。

II フォーラムの原稿審査について

1. 研究委員会は、投稿原稿の内容が「体操研究」掲載にふさわしく、体裁が「投稿案内」にしたがっているか確認した後、投稿を受付ける。
2. 研究委員会は掲載を採択するか否か、協議し決定する。

付 記

この申合せ事項は、令和3年3月31日から施行されている実務内容を、令和4年12月28日に明文化し確認したものである。